

## 川口市広告入り封筒の寄附者募集要項

川口市では、川口市広告入り封筒の寄附に関する要綱に基づき、来庁者が利用する窓口用封筒を寄附してくださる事業者を募集します。

### 1 募集内容

封筒の規格・年間使用予定数量	ア角形2号(大封筒) 年間使用予定枚数約64,000枚
	イ角形6号(小封筒) 年間使用予定枚数約252,000枚
	《アとイ共通》 ・封筒の色、材質等及びデザインは、事業者の提案とする。 ・納品は、11月、1月、3月、5月、7月、9月の年6回(予定)とする。 ・市民課、納税課、各支所(5箇所)、各駅前行政センター(2箇所)へ直接納品すること。
設置期間	1年間(令和8年12月1日から令和9年11月30日まで)
広告掲載スペース	印刷可能な面積の3分の1未満 残りのスペースには、行政情報を掲載
広告の内容	・掲載する広告の内容・業種については、「川口市広告掲載基準」を参照すること。 ・期間限定等、時限的な広告及び冠婚葬祭に係る広告は掲載しない。 ・各広告主に、川口市長あて「広告掲載申出書」を提出させるものとする。

### 2 応募資格

次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 川口市暴力団排除条例(平成24年条例第52号)第2条に該当しないこと。
- (3) 市町村税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者で

あること。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

### 3 募集期間

令和8年 5月1日(水)から令和8年5月14日(木)まで(必着)

### 4 提出書類

- (1) 封筒寄附採納申込書(様式第1号)
- (2) 広告入り窓口用封筒のサンプル(実際の広告の記載は不要です)
- (3) 納税証明書の写し(発行から3か月以内のもの)
- (4) 商業登記履歴事項全部事項証明書の写し(発行から3か月以内のもの)
- (5) 会社の事業概要、営業沿革等がわかる書類(パンフレット等)

※法人でない寄附希望者が申し込む場合は、(4)及び(5)は不要です。なお、必要に応じ、資格免許証等の提出を求めることがあります。

### 5 申込方法

川口市市民生活部市民課庶務係あて、直接持参または郵送してください。

持参の場合 受付時間:平日午前8時30分から午後5時15分まで

※事前に来庁予約をお取りください。

郵送の場合 〒332-8601川口市青木2-1-1

※提出された書類は返却しません。

### 6 寄附事業者の選定方法等

2者以上の申し込みがあったときの寄附希望者の順位は、次のとおりとします。2者以上の同順位の者から申し込みがあったときは、抽選により決定します。

- (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類する者の寄附
- (2) 公共的性格のある事業者で、市内に事業所等を有する者の寄附
- (3) 前2号に掲げる者以外の事業者等で、市内に事業所等を有する者の寄附
- (4) その他適当であると市長が認める者の寄附

選定結果については、寄附希望者あて、封筒寄附採納者選定結果通知書(様式第2号)又は封筒寄附採納不受理決定通知書(様式第3号)により通知します。

決定通知は、令和8年6月上旬を予定しています。

## 7 その他

- (1) 申込書等に虚偽の記載をした場合は、失格となります。
- (2) 申込書等の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担となります。
- (3) 提出された申込書等は、本要項に基づく選定のみを使用し、他の用途に使用することはありません。

## 8 質問及び回答

令和8年5月1日(金)から5月12日(火)まで、メールにて質問を受け付けます。  
回答は、市のホームページに随時掲載いたします。

## 9 問い合わせ先

〒332-8601

川口市青木2-1-1

川口市市民課庶務係

電話:048-258-1608(直通)

メール:070.04000@city.kawaguchi.saitama.jp

## 広告掲載申出書

(あて先) 川口市長

川口市において配布されている広告入り封筒への広告掲載を申し込むにあたり、川口市広告入り封筒の作製及び寄附に関する協定書第7条の規定により、以下のとおり協議に係る書類を提出します。

申請年月日	年 月 日
氏名又は 法人の名称及び 代表者職氏名	⑨
住所又は 所在地	
電話番号	— —
誓約及び 調査への同意	<ul style="list-style-type: none"><li>・私は、広告の掲載期間において、川口市広告掲載基準第4条第2項に掲げるものに該当しません。</li><li>・広告の掲載期間において私が川口市広告掲載基準第4条第2項に掲げるものに該当しないことを川口市が調査することに同意します。また、当該調査の結果を<u>（封筒寄附者）</u>に通知されることに同意します。</li></ul> <p>氏名又は代表者氏名 _____</p>

以下の欄は、申請者が法人の場合のみ記入して下さい。

決算月	月
事業内容（業種）	
主たる事業所の位置	
担当者氏名	

※申請者の住所（法人の場合は主たる事業所の所在地）が川口市外の場合は、当該市区町村が発行した「(法人) 市町村民税の未納がないことの証明書（完納証明書）」を添付して下さい。

【関係法令等抜粋】

川口市広告掲載基準

(規制業種又は事業者)

第4条 次に掲げる業種の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、  
風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに係るもの（公営競技又は宝くじに係るものを除く。）

2 次に掲げるものの広告は、掲載しない。

- (1) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている事業者
- (2) 法律の定めのない医療類似行為を行う者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）  
による再生・更生手続き中の事業者
- (4) 市税の滞納がある者
- (5) 本市と係争中の事件がある者
- (6) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準に基づき指名停止期間中の者
- (7) 川口市暴力団排除条例（平成24年条例第52号）第2条に規定するもの